

肥料の表示の手引き

— 普 通 肥 料 の 保 証 票 —
— 特 殊 肥 料 の 品 質 表 示 —
— 施 用 上 の 注 意 な ど の 表 示 —

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

令和8年1月

目次

I はじめに	3
II 普通肥料関係：保証票について	5
1 保証票の種類	5
(1) 生産業者による保証票	5
(2) 輸入業者による保証票	5
(3) 販売業者による保証票	6
2 原料の種類記載方法	7
(1) 汚泥肥料等以外の登録肥料の場合	7
(2) 菌体りん酸肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料、副産肥料、 液状肥料、吸着複合肥料及び仮登録肥料の場合（家庭園芸用肥料を除く）	13
(3) 汚泥肥料等（汚泥肥料、水産副産物発酵肥料）の場合	15
(4) 指定配合肥料及び指定化成肥料の場合（家庭園芸用肥料を除く）	16
(5) 特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料の場合	19
3 材料の種類、名称及び使用量の記載方法	23
(1) 材料の種類	23
(2) 材料の記載方法	23
4 生産業者保証票の記載例－1	25
(1) 汚泥肥料等以外の登録肥料の記載例	25
(2) 菌体りん酸肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料、副産肥料、 液状肥料、吸着複合肥料及び仮登録肥料の記載例（家庭園芸用肥料を除く）	28
(3) 汚泥肥料等（汚泥肥料、水産副産物発酵肥料）の記載例	30
(4) 指定配合肥料及び指定化成肥料の記載例（家庭園芸用肥料を除く）	32
(5) 特殊肥料等入り指定混合肥料の記載例	34
5 土壌改良資材入り指定混合肥料に混入した指定土壌改良資材の名称及び混入の割合の記載方法	36
6 生産業者保証票の記載例－2	38
(1) 土壌改良資材入り指定混合肥料の記載例	38
7 主成分の含有量と炭素窒素比の記載方法	40
(1) 汚泥肥料等（汚泥肥料及び水産副産物発酵肥料）の主成分の含有量と炭素窒素比の記載方法	40
(2) 硫黄及びその化合物の主成分の含有量の記載方法	40
(3) 特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料の主成分の含有量の記載方法	41
(4) 成分の表示形態等	43
(5) 表示する含有量と製品中の含有量の誤差に関する許容範囲	44
(6) 指定混合肥料で表示する主成分の含有量に関する特例	45

8	生産した事業場の名称及び所在地の記載方法	47
(1)	申請・届出した名称・所在地	47
(2)	事前に届け出た略称	47
(3)	名称・所在地を掲載したウェブサイトのアドレス	47
9	輸入肥料の原産国の表示	47
(1)	表示場所	47
(2)	表示例	47
III-I	特殊肥料関係：品質表示について	48
1	はじめに	48
2	品質表示の記載例	48
3	品質表示の表示の仕方について	53
(1)	肥料を包装容器に入れる場合	53
(2)	容器を用いない（バラ）の場合	54
4	表示に用いる文字の色や大きさ	54
III-II	特殊肥料関係：一般的表示について	55
1	はじめに	55
2	表示例	55
IV-I	その他必要な表示：施用上の注意	58
IV-II	その他必要な表示：注意事項（その他）	60
1	肥料原料供給管理票の交付を行う牛等由来肥料の使用及び譲渡に関する表示	60
2	石灰硫黄合剤と酸性肥料の混合防止に関する表示	60
IV-III	その他必要な表示：「家庭園芸専用」	61

I はじめに

肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者は、原則として肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示をする義務があります。

表示は、大きく分けると、

- ① 普通肥料の場合は、保証票の表示の義務
- ② 特殊肥料のうち「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」については品質表示の義務
- ③ 農林水産省告示で定められた施用上の注意などについての表示の義務

があります。

この資料では、肥料の品質の確保等に関する法律や、関係する省令・告示・通知の内容をもとに、肥料に関する表示についてご紹介していますので、表示する際に参考にしてください。なお、表示する際には、併せて最新の法令等をご確認いただくようお願いいたします。

(参照した法令等)

○肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 127 号）

○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 25 年 6 月 20 日農林省令第 64 号）

○特殊肥料を指定する件（昭和 25 年 6 月 20 日農林省告示第 177 号）

○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書の規定に基づき指定配合肥料の保証又は主要な成分の含有量の記載の方法の特例を定める件（昭和 59 年 3 月 16 日農林水産省告示第 699 号）

○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件（昭和 59 年 3 月 16 日農林水産省告示第 700 号）

○肥料の品質の確保等に関する法律二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示の基準を定める件（令和 3 年 6 月 14 日農林水産省告示第 1015 号）

○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の三第一項の規定に基づき肥料の用途が専ら家庭園芸用である旨の表示の方法を定める件（昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 287 号）

- 肥料の品質の確保等に関する法律第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件（平成 12 年 1 月 27 日農林水産省告示第 96 号）
- 特殊肥料の品質表示基準を定める件（平成 12 年 8 月 31 日農林水産省告示第 1163 号）
- 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件（平成 26 年 9 月 1 日農林水産省告示第 1145 号）
- 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ハの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件（平成 28 年 12 月 19 日農林水産省告示第 2531 号）
- 石灰硫黄合剤と酸性肥料（第 1 リン酸石灰、第 1 リン酸加里等）との混用による事故防止について（昭和 62 年 12 月 11 日付け 62-228 農蚕園芸局肥料機械課長通知）
- 輸入肥料の原産国表示について（平成元年 7 月 10 日付け元農蚕第 4422 号農蚕園芸局長通知）
- 「肥料取締法の一部を改正する法律」の施行について（令和 2 年 12 月 1 日付け 2 消安第 3846 号農林水産省消費・安全局長通知）
- 「肥料取締法の一部を改正する法律」の一部の施行について（令和 3 年 10 月 12 日付け 3 消安第 3183 号農林水産省消費・安全局長通知）

Ⅱ 普通肥料関係：保証票について

1 保証票の種類

保証票は、生産業者、輸入業者及び販売業者によるものがあります。

(1) 生産業者による保証票

生産業者は、普通肥料を生産したときは、すみやかに当該肥料の容器又は包装の外部に生産業者保証票の表示をしなければなりません。

ア 登録された肥料について

(ア) 日本国内で生産した場合

a 汚泥肥料等以外の普通肥料の場合 → 生産業者保証票

b 汚泥肥料等の普通肥料の場合 → 生産業者保証票

(イ) 日本国外の生産業者が日本国外で生産した場合（登録外国生産肥料の場合）

a 汚泥肥料等以外の普通肥料の場合 → 登録外国生産肥料生産業者保証票

b 汚泥肥料等の普通肥料の場合 → 登録外国生産肥料生産業者保証票

イ 仮登録された肥料について

(ア) 日本国内で生産した場合 → 仮登録生産業者保証票

(イ) 日本国外の生産業者が日本国外で生産した場合(外国生産肥料の仮登録の場合)
→ 仮登録外国生産肥料生産業者保証票

ウ 指定混合肥料について

(ア) 指定配合肥料の場合 → 指定配合肥料生産業者保証票

(イ) 指定化成肥料の場合 → 指定化成肥料生産業者保証票

(ウ) 特殊肥料等入り指定混合肥料の場合

→ 特殊肥料等入り指定混合肥料生産業者保証票

(エ) 土壌改良資材入り指定混合肥料の場合

→ 土壌改良資材入り指定混合肥料生産業者保証票

(2) 輸入業者による保証票

輸入業者は、普通肥料を輸入したときは、すみやかに当該肥料の容器又は包装の外部に輸入業者保証票の表示をしなければなりません。

ア 登録された肥料について（登録外国生産肥料を除く）

(ア) 汚泥肥料等以外の普通肥料の場合 → 輸入業者保証票

(イ) 汚泥肥料等の普通肥料の場合 → 輸入業者保証票

イ 登録外国生産肥料について

(ア) 輸入業者が、汚泥肥料等以外の登録外国生産肥料について、肥料の容器又は

- 包装を開封した場合、肥料の容器又は包装を変更した場合、バラの肥料を容器又は包装に入れた場合 → 登録外国生産肥料輸入業者保証票
- (イ) 輸入業者が、汚泥肥料等の登録外国生産肥料について、肥料の容器又は包装を開封した場合、肥料の容器又は包装を変更した場合、バラの肥料を容器又は包装に入れた場合 → 登録外国生産肥料輸入業者保証票
- (ウ) 輸入業者が、登録外国生産肥料の荷姿を変えずに、そのまま輸入・販売する場合は、表示されている登録外国生産肥料生産業者保証票のままにしておかなければなりません。登録外国生産肥料輸入業者保証票の表示はできません。

- ウ 仮登録された肥料について（仮登録外国生産肥料を除く）
→ 仮登録輸入業者保証票

エ 仮登録外国生産肥料について

- (ア) 輸入業者が、仮登録外国生産肥料について、肥料の容器又は包装を開封した場合、肥料の容器又は包装を変更した場合、バラの肥料を容器又は包装に入れた場合 → 仮登録外国生産肥料輸入業者保証票
- (イ) 輸入業者が、仮登録外国生産肥料の荷姿を変えずに、そのまま輸入・販売する場合は、表示されている仮登録外国生産肥料生産業者保証票のままにしておかなければなりません。仮登録外国生産肥料輸入業者保証票の表示はできません。

オ 指定混合肥料の場合

- (ア) 指定配合肥料の場合 → 指定配合肥料輸入業者保証票
- (イ) 指定化成肥料の場合 → 指定化成肥料輸入業者保証票
- (ウ) 特殊肥料等入り指定混合肥料の場合
→ 特殊肥料等入り指定混合肥料輸入業者保証票
- (エ) 土壌改良資材入り指定混合肥料の場合
→ 土壌改良資材入り指定混合肥料輸入業者保証票

(3) 販売業者による保証票

販売業者は、普通肥料について、肥料が入っている袋などを開いた場合、肥料を入れる袋などを変えた場合、バラの肥料を袋などに入れた場合等は、すみやかに当該肥料の包装・容器の外部に販売業者保証票の表示をしなければなりません。

肥料の荷姿を変えずに、そのまま入手・販売する場合は、表示されている保証票のままにしておかなければなりません。販売業者保証票の表示はできません。

ア 登録された肥料（登録外国生産肥料を除く）について

- (ア) 汚泥肥料等以外の普通肥料の場合 → 販売業者保証票
- (イ) 汚泥肥料等の普通肥料の場合 → 販売業者保証票

イ 登録外国生産肥料について

(ア) 汚泥肥料等以外の普通肥料の場合 → 登録外国生産肥料販売業者保証票

(イ) 汚泥肥料等の普通肥料の場合 → 登録外国生産肥料販売業者保証票

ウ 仮登録された肥料について（仮登録外国生産肥料を除く）

→ 仮登録販売業者保証票

エ 仮登録外国生産肥料について → 仮登録外国生産肥料販売業者保証票

オ 指定混合肥料の場合

(ア) 指定配合肥料の場合 → 指定配合肥料販売業者保証票

(イ) 指定化成肥料の場合 → 指定化成肥料販売業者保証票

(ウ) 特殊肥料等入り指定混合肥料の場合

→ 特殊肥料等入り指定混合肥料販売業者保証票

(エ) 土壌改良資材入り指定混合肥料の場合

→ 土壌改良資材入り指定混合肥料販売業者保証票

2 原料の種類の記事方法

(1) 汚泥肥料等以外の登録肥料の場合

（記載例：p.25）

ア 原料の種類を保証票に記載しなければならない肥料の種類

窒素全量を保証した登録肥料。

ただし、以下の種類の肥料については、原料の種類を表示する必要はありません。

- 尿素
- アセトアルデヒド縮合尿素
- イソブチルアルデヒド縮合尿素
- 硫酸グアニル尿素
- オキサミド
- 石灰窒素
- 被覆窒素肥料
- グリオキサール縮合尿素
- ホルムアルデヒド加工尿素肥料
- メチロール尿素重合肥料
- 有機質肥料（混合有機質肥料を除く。）
- 家庭園芸用肥料

また、以下の種類の肥料については、原料の種類の記事方法が異なります。

「(2) 菌体りん酸肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料及び仮登録肥料の場合 (p.28)」に沿って記載してください。

- 菌体りん酸肥料
- 乾燥菌体肥料
- 副産動植物質肥料
- 菌体肥料
- 副産肥料
- 液状肥料
- 吸着複合肥料
- 仮登録肥料

イ 記載する原料の種類

窒素全量を保証している原料と、窒素全量を含有している原料に限る。

ウ 原料の種類を表記方法

(ア) 統合表示名称で記載できるもの

下の表の第1欄に記載されている肥料については、当該肥料の種類名又は第2欄に記載されている統合表示名称で記載してください。

第 1 欄	第 2 欄 (統合表示名称)
魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、蒸製てい角粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、蒸製皮革粉	動物かす粉末類
肉骨粉、蒸製てい角骨粉、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉	骨粉質類
干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず	蚕蛹かす粉末類
とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末	植物質類

(イ) 公定規格で分類されている肥料の種類名で記載するもの

公定規格が定められている肥料で、上の表に記載されていないものについては、公定規格に記載されている肥料の種類名を記載してください。

(ウ)「指定配合肥料」、「指定化成肥料」と記載するもの

「指定配合肥料」、「指定化成肥料」については、「指定配合肥料」、「指定化成肥料」と記載してください。

(エ) 特殊肥料の指定名で記載するもの

特殊肥料については、特殊肥料として指定されている名称（指定名）で記載してください。

(オ) 原料の実態で記載するもの

(ア) から (エ) 以外で窒素全量を含有している原料の場合は、「副産有機質原料」のような、原料の実態を表す名称で記載してください。

(カ)「該当なし」と記載するもの

アンモニア性窒素や硝酸性窒素の合計量から窒素全量を保証するなど、窒素全量を保証又は含有する原料を使用していない場合は、「該当なし」と記載してください。

エ 原料の種類の記事順序

製品に占める窒素全量の量の割合の大きい原料から順に記載してください。

この場合、後に示す保証票の記載例 (p.25) のとおり、備考に「窒素全量の量の割合の大きい順である。」と記載してください。

また、以下の (ア) ～ (ウ) により一部の表示を簡素化することができます。

(ア) 製品に占める窒素全量の割合が小さいものを「その他」と表示する場合

まず、製品に占める窒素全量の量の割合の大きい原料から順に上位 5 つ以上の原料、又は、窒素全量の量の割合の合計が 8 割以上となる原料を記載してください。残りの原料は「その他」と記載することができます。

この場合は、以下の記載例 1 のとおり、「その他」の次に〔 〕を付け、〔 〕内に残りの原料を記載してください。〔 〕内の原料の順番は窒素全量の量の割合の大きい順ではなくても構いません。ただし、順不同となる場合は、備考で「「その他」の〔 〕内の原料は、順不同となることがある。」と記載してください。

(イ)「その他」に含む原料をウェブ上で表示する場合

保証票に荷口番号を記載し、この荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証又は含有する全ての原料を、「肥料情報システム (https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html)」に掲載してください。このウェブサイトのアドレス (2 次元コードなどを含む) を記載することで (ア) の「その他」の次の〔 〕の記載を省略することができます。

この場合、以下の記載例 2 のとおり、備考で「原料の詳細は下記のリンク先に記載。なお、書面をご希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。

(連絡先 (電話番号等))」と記載し、消費者から要請があったときにはウェブサイトに記載した原料に関する情報を書面で交付してください。

なお、省略した〔 〕内の原料に尿素や汚泥等の特定の原料 (※) が含まれ

る場合は、以下の記載例 2 のとおり、備考に「「その他」には有機質肥料等以外の窒素全量を保証又は含有する原料を含む。」、「「その他」には汚泥を原料として含む。」などと記載してください。

(※) 特定の原料とは、①有機質肥料及び特殊肥料（粗砕石灰石、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石こうを除く。）
以外の肥料、又は、②汚泥を原料とする肥料（混合汚泥複合肥料、汚泥肥料）をいいます。

(ウ) 隣接する 2 つの原料の記載順が入れ替わる場合

原料事情などにより、隣接する 2 つの原料の窒素全量の量の割合の順位が入れ替わる場合は、以下の記載例 1 のとおり、備考に「〇〇と××の窒素全量の量の割合の順位は、入れ替わることがある。」と記載してください。

ただし、(ア) の「その他」とそれ以外の原料順位を入れ替えることはできません。また、オのように、() を付して記載した原料を使用しない場合に備考欄に記載する原料については、順位を入れ替えることはできません。

オ 使用しない場合がある有機質肥料の記載方法

原料事情などにより、原料として使用しない有機質肥料がある場合、原料名に () をつけて記載することができます。この場合、() をつける原料の数は 3 以下であり、また原料として記載されている全ての有機質肥料に () をつけることはできません。また、エ (ア) の「その他」及び「その他」に付けた [] 内の原料に () をつけることはできません。

なお、原料名に () を付ける場合、以下の記載例 1 及び 2 のとおり、備考欄に「() 内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の窒素全量の量の割合の順位は、「〇〇、〇〇、…」となる。」との説明書きが必要です。この場合、() 内を使用しない場合の原料の順位には「その他」の使用はできません。

カ 原料とする普通肥料の保証票に「窒素全量を保証又は含有する原料」が記載されている場合

窒素全量を保証する化成肥料、配合肥料などを原料として使用する場合、これらの原料とする肥料の保証票に、今まで説明してきたものと同じく、窒素全量を保証又は含有する原料の種類が表示されています。この場合は、「化成肥料 []」、「配合肥料 []」のように記載し、[] の中には今まで説明してきたアからオまでの方法にしたがい、窒素全量又は含有する原料を記載してください。この場合、以下の記載例 1 のとおり、備考欄に「[] 内は化成肥料の窒素全量を保証又は含有する原料である。」など、それらの肥料の窒素全量を含有する原料であることの説明書きが必要です。原料とする普通肥料の保証票に窒素全量を保証又は含有する原料ではなく、全ての使用原料が表示されている場合（指定配合肥料、指定化成肥料を原料とする場合など）、[] を付けて窒素全量を保

証又は含有する原料を記載することはできませんので注意してください。

なお、保証票に荷口番号を記載し、この荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証又は含有する全ての原料を、「肥料情報システム (https://www.maff.go.jp/j/syoutan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html)」に掲載したときは、このウェブサイトのアドレス（2次元コードなどを含む）を記載することでこの〔 〕の記載を省略することができます。この場合、以下の記載例2のとおり、備考で「原料の詳細は下記のリンク先に記載。なお、書面をご希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。（連絡先（電話番号等））」と記載し、消費者から要請があったときにはウェブサイトに記載した原料に関する情報を書面で交付してください。また、省略した〔 〕内の原料に尿素や汚泥等の特定の原料（※）が含まれる場合は、以下の記載例2のとおり、備考に「〇〇には有機質肥料等以外の窒素全量を保証又は含有する原料を含む。」、「〇〇には汚泥を原料として含む。」などと記載してください。

（※）特定の原料とは、①有機質肥料及び特殊肥料（粗砕石灰石、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石こうを除く。）以外の肥料、又は、②汚泥を原料とする肥料（混合汚泥複合肥料、汚泥肥料）をいいます。

(記載例 1) : 「その他」と記載する場合 (統合表示名称を記載しない場合)

(窒素全量を保証又は含有する原料)

尿素、化成肥料〔副産有機質原料〕、大豆油かす及びその粉末、(魚かす粉末)、イソブチルアルデヒド縮合尿素、加工家きんふん肥料、その他〔窒素質グアノ、硫酸グアニル尿素〕

備考 : 1 窒素全量の量の割合の大きい順である。

2 イソブチルアルデヒド縮合尿素と加工家きんふん肥料の窒素全量の量の割合の順位は、入れ替わることがある。

3 () 内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の窒素全量の量の割合の順位は「化成肥料〔副産有機質原料〕、尿素、大豆油かす及びその粉末、イソブチルアルデヒド縮合尿素、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、硫酸グアニル尿素」となる。

4 「その他」の〔 〕内の原料は、順不同となることがある。

5 〔 〕内は化成肥料又は「その他」の窒素全量を保証又は含有する原料である。

(記載例 2) : ウェブ表示を行う場合 (統合表示名称を記載しない場合)

(窒素全量を保証又は含有する原料)

尿素、化成肥料、大豆油かす及びその粉末、(魚かす粉末)、イソブチルアルデヒド縮合尿素、加工家きんふん肥料、その他

備考 : 1 窒素全量の量の割合の大きい順である。

2 () 内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の窒素全量の量の割合の順位は「化成肥料、尿素、大豆油かす及びその粉末、イソブチルアルデヒド縮合尿素、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、硫酸グアニル尿素」となる。

3 「化成肥料」及び「その他」には有機質肥料等以外の窒素全量を保証又は含有する原料を含む。

4 原料の詳細は下記のリンク先に記載。なお、書面をご希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。(電話番号)

2次元コードなど

- (2) 菌体りん酸肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料及び仮登録肥料の場合（家庭園芸用肥料を除く）

（記載例：p.28）

ア 原料の種類を保証票に記載しなければならない肥料の種類

窒素全量を保証するかどうかに関わらず、使用原料の種類に記載が必要です。
ただし、これらが家庭園芸用肥料である場合は、使用原料の種類を記載する必要がありません。

イ 使用原料の種類に記載方法

使用する原料を次の（ア）～（カ）の方法にしたがって記載します。

（ア）統合表示名称で記載できるもの

下の表の第1欄に記載されている肥料については、当該肥料の種類名又は第2欄に記載されている統合表示名称で記載してください。

第 1 欄	第 2 欄 (統合表示名称)
魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、蒸製てい角粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、蒸製皮革粉	動物かす粉末類
肉骨粉、蒸製てい角骨粉、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉	骨粉質類
干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず	蚕蛹かす粉末類
とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他草本性植物油かす及びその粉末、カボック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、たばこくず粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末	植物質類

（イ）公定規格で分類されている肥料の種類名で記載するもの

公定規格が定められている肥料で、上の表に記載されていないものについては、公定規格に記載されている肥料の種類名を記載してください。

（ウ）「仮登録肥料」、「指定配合肥料」及び「指定化成肥料」と記載するもの

「仮登録肥料」、「指定配合肥料」及び「指定化成肥料」については、そのとおり記載してください。

（エ）特殊肥料の指定名で記載するもの

特殊肥料については、特殊肥料の指定名で記載してください。

（オ）原料規格の原料に該当するもの

公定規格中の原料規格第一から第三までに該当する原料の場合は、原料規格

に記載されている「原料の種類」を記載してください。

なお、原料規格第二に記載されている「肥料製造副産物」を使用する場合は、公定規格等に定められている肥料の種類のどれかに該当する場合であっても、「〇〇肥料」など公定規格等で定められている肥料の種類を記載せずに「肥料製造副産物」と記載してください。

(カ) (ア) ～ (オ) に該当しない場合

吸着複合肥料に使用される吸着原料など、上記 (ア) ～ (オ) に該当しない場合は、「泥炭」、「けいそう土」等、最も一般的な名称で記載してください。

ウ 原料の種類の記事順序

製品に占める重量割合の大きい原料から順に記載してください。

この場合、以下の記載例のとおり、備考で「重量割合の大きい順である。」と記載してください。

また、原料事情などにより、隣接する2つの原料の重量の順位が入れ替わる場合は、以下の記載例のとおり、備考に「〇〇と××の重量割合の順位は、入れ替わることがある。」と記載することで原料の記載順を入れ替えずに表示することができます。ただし、エのように () を付して記載した原料を使用しない場合に備考欄に記載する原料については、順位を入れ替えることはできません。

エ 使用しない場合がある原料の記載方法

原料事情などにより、原料として使用しない原料がある場合、原料名に () をつけて記載することができます。この場合、記載されている全ての原料に () をつけることはできません。

なお、原料名に () をつける場合、以下の記載例のとおり、備考に「() 内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量の順位は、「〇〇、〇〇、…」となる。」との説明書きが必要です。

オ 菌体りん酸肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料及び仮登録肥料を原料とした場合の記載方法

肥料の種類名又は「仮登録肥料」と記載し、そのあとに [] をつけ、[] の中にイからエまでにしたがって原料を記載してください。また、以下の記載例のとおり、備考欄に「[] 内は副産肥料又は副産動植物質肥料の原料である。」などの記載が必要です。

(記載例)

(原料)

尿素、指定配合肥料、副産肥料〔加里含有物〕、りん酸含有物、(副産動植物質肥料〔動物由来物質、植物由来物質〕)

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 副産肥料〔加里含有物〕とりん酸含有物の重量割合の順位は、入れ替わることがある。

3 () 内の原料は、原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「尿素、副産肥料〔加里含有物〕、指定配合肥料、りん酸含有物」となる。

4 [] 内は副産肥料又は副産動植物質肥料の原料である。

(3) 汚泥肥料等（汚泥肥料、水産副産物発酵肥料）の場合

(記載例：p.30)

ア 原料の種類の表記方法

「下水汚泥」、「鶏ふん」などの最も一般的な名称で記載してください。

イ 原料の種類の記載順序

生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に記載してください。

この場合、後に示す保証票の記載例（p.30）のとおり、備考欄に「生産に当たって使用された重量の大きい順である。」と記載してください。

ウ 使用しない場合がある原料の記載方法

原料事情などにより、原料として使用しないことがある場合、その原料名に

() をつけて記載することができます。この場合、記載されている全ての原料に () をつけることはできません。

なお、後に示す保証票の記載例（p.30）のとおり、備考に「() 内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量の順位は、「〇〇、〇〇、…」となる。」との説明書きが必要です。

(4) 指定配合肥料及び指定化成肥料の場合（家庭園芸用肥料を除く）

（記載例：p.32）

ア 原料の種類を保証票に記載しなければならない肥料の種類

原料の種類の表示が必要です。ただし、家庭園芸用肥料である場合は、原料の種類を記載する必要はありません。

イ 原料の種類に記載方法

（ア）統合表示名称で記載できるもの

下の表の第 1 欄に記載されている肥料については、当該肥料の種類名又は第 2 欄に記載されている統合表示名称で記載してください。

第 1 欄	第 2 欄 (統合表示名称)
魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、蒸製てい角粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、蒸製皮革粉	動物かす粉末類
肉骨粉、蒸製てい角骨粉、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉	骨粉質類
干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず	蚕蛹かす粉末類
とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、たばこくず粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末	植物質類

（イ）公定規格で定められている肥料の種類名で記載するもの

公定規格が定められている肥料の内、上の表に記載されていないものについては、公定規格で定められている肥料の種類名で記載してください。

（ウ）「指定配合肥料」及び「指定化成肥料」と記載するもの

「指定配合肥料」及び「指定化成肥料」については、そのとおり記載してください。

ウ 原料の種類に記載順序

製品に占める重量割合の大きい原料から順に記載してください。

この場合、後に示す保証票の記載例（p.32）のとおり、備考欄に「重量割合の大きい順である。」と記載してください。

また、以下の（ア）～（ウ）により一部の表示を簡素化することができます。

（ア）製品に占める重量割合が小さいものを「その他」と表示する場合

まず、製品に占める重量割合の大きい原料から順に上位 5 つ以上の原料、又は、重量割合の合計が 8 割以上となる原料を記載してください。残りの原料は「その他」と記載することができます。

この場合は、以下の記載例 1 のとおり、「その他」の次に〔 〕を付け、〔 〕内に残りの原料を記載してください。〔 〕内の原料の順番は重量割合の大きい順ではなくても構いません。ただし、順不同となる場合は、備考で「「その他」の〔 〕内の原料は、順不同となることがある。」と記載してください。

(イ)「その他」に含む原料をウェブ上で表示する場合

保証票に荷口番号を記載し、この荷口番号に対応する全ての製品の原料を、「肥料情報システム (https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html)」に掲載してください。このウェブサイトのアドレス (2 次元コードなどを含む) を記載することで (ア) の「その他」の次の〔 〕の記載を省略することができます。

この場合、以下の記載例 2 のとおり、備考で「原料の詳細は下記のリンク先に記載。なお、書面をご希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。(連絡先 (電話番号等))」と記載し、消費者から要請があったときにはウェブサイトに記載した原料に関する情報を書面で交付してください。

なお、省略した〔 〕内の原料に有機質肥料以外の原料や混合汚泥複合肥料が含まれる場合は、以下の記載例 2 のとおり、備考に「「その他」には有機質肥料等以外の原料を含む。」「「その他」には混合汚泥複合肥料を原料として含む。」などと記載してください。

(ウ) 隣接する 2 つの原料の記載順が入れ替わる場合

原料事情などにより、隣接する 2 つの原料の重量割合の順位が入れ替わる場合は、以下の記載例 1 のとおり、備考に「〇〇と××の重量割合の順位は、入れ替わることがある。」と記載してください。

ただし、(ア) の「その他」と順位を入れ替えることはできません。また、エのように、() を付して記載した原料を使用しない場合に備考欄に記載する原料については、順位を入れ替えることはできません。

エ 使用しない場合がある有機質肥料の記載方法

原料事情などにより、原料として使用しない有機質肥料がある場合、原料名に () をつけて記載することができます。この場合、() をつける原料の数は 3 以下であり、また原料として記載されている全ての有機質肥料に () をつけることはできません。また、(ア) の「その他」及び「その他」に付けた〔 〕内の原料に () をつけることはできません。

なお、原料名に () をつける場合、以下の記載例 1 及び 2 のとおり、備考欄に「() 内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「〇〇、〇〇、・・・」となる。」との説明書きが必要

です。この際、() 内を使用しない場合の原料の順位には「その他」の使用はできません。

オ 指定配合肥料又は指定化成肥料（家庭園芸用肥料を除く）を原料とした場合
「指定配合肥料」又は「指定化成肥料」と記載し、そのあとに〔 〕をつけ、
〔 〕の中に、上記アからエまでにしたがって原料を記載してください。また、
以下の記載例 1 のとおり、備考欄に「〔 〕内は指定配合肥料の配合原料である。」などの説明書きが必要です。

なお、保証票に荷口番号を記載し、この荷口番号に対応する製品の全ての原料を、「肥料情報システム（https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html）」に掲載したときは、このウェブサイトのアドレス（2次元コードなどを含む）を記載することでこの〔 〕の記載を省略することができます。この場合、以下の記載例 2 のとおり、備考で「原料の詳細は下記のリンク先に記載。なお、書面をご希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。（連絡先（電話番号等））」と記載し、消費者から要請があったときにはウェブサイトに記載した原料に関する情報を書面で交付してください。また、省略した〔 〕内の原料に有機質肥料以外の原料や混合汚泥複合肥料が含まれる場合は、以下の記載例 2 のとおり、備考に「「その他」には有機質肥料等以外の原料を含む。」「「その他」には混合汚泥複合肥料を原料として含む。」などと記載してください。

（記載例 1）「その他」と記載する場合。（統合表示名称を記載しない場合。）

（配合原料）

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔植物質類、骨粉質類〕、大豆油かす及びその粉末、（魚かす粉末）、加工家きんふん肥料、その他〔尿素、混合汚泥複合肥料〕

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 硫酸アンモニアと塩化加里の重量割合の順位は、入れ替わることがある。

3 () 内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は「硫酸アンモニア、塩化加里、大豆油かす及びその粉末、指定配合肥料〔植物質類、骨粉質類〕、加工家きんふん肥料、尿素、混合汚泥複合肥料」となる。

4 「その他」の〔 〕内の原料は、順不同となることがある。

5 〔 〕内は指定配合肥料の配合原料又は「その他」の原料である。

(記載例 2) ウェブ表示を行う場合 (統合表示名称を記載しない場合)

(配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料、大豆油かす及びその粉末、(魚かす粉末)、加工家きんふん肥料、その他

備考: 1 重量割合の大きい順である。

2 硫酸アンモニアと塩化加里の重量割合の順位は、入れ替わることがある。

3 () 内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は「硫酸アンモニア、塩化加里、大豆油かす及びその粉末、指定配合肥料、加工家きんふん肥料、尿素、混合汚泥複合肥料」となる。

4 「その他」には有機質肥料等以外の原料及び混合汚泥複合肥料を原料として含む。

5 原料の詳細は下記のリンク先に記載。なお、書面をご希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。(電話番号)

二次元コード

(5) 特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料の場合

(記載例: p.34、p.38)

ア 原料の種類を保証票に記載しなければならない肥料の種類

全ての配合原料の種類に記載が必要です。また、配合原料のうち普通肥料と特殊肥料の配合割合についても記載する必要があります。

イ 製品に占める原料の配合割合の記載方法

配合した原料について、普通肥料(硫黄及びその化合物以外)、普通肥料(硫黄及びその化合物)、特殊肥料がそれぞれ製品に占める重量割合を、以下の記載例(p.34、p.38)のように、「5%以下」、「〇割(〇は1~9の整数)」、「95%以上」のいずれかで記載してください。この際、原料、材料、指定土壌改良資材(土壌改良資材入り指定混合肥料の場合のみ)の重量割合の合計が10割になるよう記載します。ただし、原料として使用した肥料由来の材料を表示した場合には、表示された原料、材料、指定土壌改良資材の割合の合計が10割を超える場合もあります。

なお、表示する割合に応じて、実際の製品中の重量割合は次の表の範囲内とする必要があります。また、表示する割合の大小関係が、実際の製品中の重量割合の大小関係が同じになるように表示します。(例えば、普通肥料(硫黄及びその化合物以外)を47%、特殊肥料を42%使用した肥料の場合、次の表の「左欄の表示が可能な範囲」により、普通肥料(硫黄及びその化合物以外)・特殊肥料いずれも4割又は5割と表示することができます。しかし、実際の製品中の重量割合の大小関係は普通肥料>特殊肥料であるため、表示する割合を「普通肥料(硫

黄及びその化合物) 4 割、特殊肥料 5 割」(普通肥料<特殊肥料) にはできません。)

表示する割合	左欄の表示が可能な範囲
5%以下	0%より大きく 5%以下
1 割	5%より大きく 20%以下
2 割	10%以上 30%以下
3 割	20%以上 40%以下
4 割	30%以上 50%以下
5 割	40%以上 60%以下
6 割	50%以上 70%以下
7 割	60%以上 80%以下
8 割	70%以上 90%以下
9 割	80%以上 95%未満
95%以上	95%以上 100%未満

ウ 原料の種類の表記方法

イで重量割合を記載した肥料の種類ごとに、使用する原料を次の(ア)～(オ)のうち該当する方法で記載します。

(ア) 統合表示名称で記載できるもの

下の表の第 1 欄に記載されている原料については、当該肥料の種類名又は第 2 欄に記載されている統合表示名称で記載してください。

第 1 欄	第 2 欄 (統合表示名称)
魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、蒸製てい角粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、蒸製皮革粉	動物かす粉末類
肉骨粉、蒸製てい角骨粉、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉	骨粉質類
干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず	蚕蛹かす粉末類
とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、たばこくず粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末	植物質類

(イ) 公定規格で分類されている肥料の種類名で記載するもの
公定規格が定められている肥料で、上の表に記載されていないものについては、公定規格に記載されている肥料の種類名を記載してください。

(ウ) 「指定配合肥料」及び「指定化成肥料」と記載するもの
「指定配合肥料」及び「指定化成肥料」については、そのとおり記載してください。

(エ) 特殊肥料の指定名で記載するもの
混合特殊肥料以外の特殊肥料については、特殊肥料として指定されている名称（指定名）で記載してください。

(オ) 原料として使用した普通肥料の種類名又は特殊肥料の指定名で記載するもの
特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料については、これらの原料として使用した普通肥料の種類又は特殊肥料の指定名を記載してください。

混合特殊肥料については、原料として使用した特殊肥料の指定名を記載してください。

エ 原料の種類の記事順序

普通肥料（硫黄及びその化合物以外）、普通肥料（硫黄及びその化合物）、特殊肥料の種類ごとに、製品に占める重量割合の大きい原料から順に記載してください。

この場合、以下の記載例のとおり、備考欄に「重量割合の大きい順である。」と記載してください。

オ 指定配合肥料、指定化成肥料及び特殊肥料の「堆肥」、「動物の排せつ物」を原

料とした場合の記載方法

指定配合肥料又は指定化成肥料を原料とした場合は、「指定配合肥料」又は「指定化成肥料」と記載し、そのあとに〔 〕をつけ、〔 〕の中にこの肥料の原料の種類をウ～オにしたがって記載してください。

特殊肥料のうち堆肥又は動物の排せつ物を原料とした場合は、「堆肥」又は「動物の排せつ物」と記載し、そのあとに〔 〕をつけ、〔 〕の中にこの肥料の原料の種類をウ～オにしたがって記載してください。ただし、使用する原料がウによりかけない場合には、「鶏ふん」、「もみがら」等最も一般的な名称をもって記載します。

この際、下の記載例のとおり、備考に「〔 〕内は〇〇（例：指定化成肥料又は堆肥）の原料である。」と記載してください。

（記載例）

（特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壤改良資材入り指定混合肥料の原料）（※注）

普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものを除く。）

（6割）：指定化成肥料〔硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類〕、被覆窒素肥料、動物かす粉末類、尿素

普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものに限る。）

（1割）：硫黄及びその化合物

特殊肥料（3割）：堆肥〔牛ふん、稲わら〕、貝殻肥料

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は指定化成肥料又は堆肥の原料である。

（※注）特殊肥料等入り指定混合肥料の場合には「（特殊肥料等入り指定混合肥料の原料）」、土壤改良資材入り指定混合肥料の場合には「（土壤改良資材入り指定混合肥料の原料）」と記載ください。

3 材料の種類、名称及び使用量の記載方法

保証票に記載しなければならない材料の種類などは、次のとおりです。

(1) 材料の種類

- ア 効果発現促進材（肥料効果の発現を促進する材料）
- イ 硝酸化成抑制材（肥料の土壌中における硝酸化成を抑制する材料）
- ウ 組成均一化促進材（肥料の成分組成の均一化を促進する材料）
- エ 着色材（肥料を着色する材料）
- オ 摂取防止材（牛等の摂取の防止に効果があると認められる材料）

(2) 材料の記載方法

下の記載例にしたがって、材料の名称別に記載してください。

なお、特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料については、配合にあたって原料として使用した肥料由来の材料について記載する場合は、下の効果発現促進材に関する記載例のとおり、備考に「材料には原料由来のものを含む。」と記載してください。

ア 家庭園芸用肥料以外の普通肥料

(ア) 効果発現促進材

種類、名称及び使用量を記載します。

ただし、配合に当たって原料として使用した肥料又は原料に使用された効果発現促進材は、これらの記載を省略することができます。

(イ) 硝酸化成抑制材

種類、名称及び使用量を記載します。

ただし、配合に当たって原料として使用した肥料又は原料に使用された硝酸化成抑制材（※農林水産大臣が指定する以下のものに限る。）は、これらの記載を省略することができます。

※農林水産大臣が指定する硝酸化成抑制材

- ① 1-アミジノ-2-チオウレア （ASU）
- ② 4-アミノ-N-(1,3-チアゾール-2-イル)ベンゼンスルホンアミド （ST）
- ③ N-(2,5-ジクロルフェニル)サクシナミド酸 （DCS）
- ④ ジシアンジアミド （Dd）

(ウ) 組成均一化促進材

種類と名称を記載します。使用量は記載しません。

ただし、配合に当たって原料として使用した肥料又は原料に使用された組成均一化促進材は、これらの記載を省略することができます。

原料事情等により使用しないことがある組成均一化促進材がある場合は、該当する組成均一化促進材の名称に（ ）をつけて記載することができます。この場合、記載例のとおり、備考に「（ ）内の材料は使用しないことがある。」と記載してください。

(エ) 着色材

種類と名称を記載します。使用量は記載しません。

ただし、配合に当たって原料として使用した肥料又は原料に使用された着色材は、これらの記載を省略することができます。

(オ) 摂取防止材

種類、名称及び使用量を記載します。

ただし、配合に当たって原料として使用した肥料又は原料に使用された摂取防止材は、種類と名称のみを記載し、使用量は記載しません。

イ 家庭園芸用肥料

家庭園芸用肥料の場合は材料の種類のみを記載してください。

(記載例)

ア 家庭園芸用肥料以外の普通肥料

(使用されている効果発現促進材)

硫酸第一鉄（鉄として）	1. 7%
硫酸銅（銅として）	0. 02%
硫酸亜鉛（亜鉛として）	0. 02%
モリブデン酸アンモニウム（モリブデンとして）	0. 06%

備考：材料には原料由来のものを含む。

(使用されている硝酸化成抑制材)

N－（2, 5 ジクロルフェニル）サクシナミド酸（DCS）	0. 12%
-------------------------------	--------

(使用されている組成均一化促進材)

(石こう)

備考：（ ）内の材料は使用しないことがある。

(使用されている着色材)

カーボンプラック

イ 家庭園芸用肥料

(使用されている材料)

効果発現促進材及び着色材

4 生産業者保証票の記載例－1

生産業者保証票の例を記載します。1 で説明した場合に応じ、生産業者保証票にあつては法律施行規則別記様式第 9 号、輸入業者保証票にあつては別記様式第 10 号、販売業者保証票にあつては別記様式第 11 号により、各記載例や記載方法のとおりに表示してください。

保証票に記載する文字・数字は、日本産業規格 Z8305 に規定された 8 ポイント以上の大きさとする必要があります。ただし、正味重量が 6 キログラム以下の肥料については適宜の大きさを構いません。

なお、保証票の枠の中には、法令等で定められた記載が必要な事項や記載できる事項以外を書くことはできません。

(1) 汚泥肥料等以外の登録肥料の記載例

以下の種類の肥料については、原料の種類の記載方法が異なります。

「(2) 菌体りん酸肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料及び仮登録肥料の記載例 (p.28)」に沿って記載してください。

○*1			
生産業者保証票			
登録番号	生第○○○○○号 *2		
肥料の種類	化成肥料 *2		
肥料の名称	有機入り化成肥料 1 号 *2		
保証成分量 (%)	窒素全量	10. 0	*2
	内アンモニア性窒素	4. 0	
	硝酸性窒素	1. 0	
	りん酸全量	10. 0	
	内く溶性りん酸	9. 6	
	内水溶性りん酸	5. 0	
	加里全量	10. 0	
	内水溶性加里	10. 0	
	く溶性苦土	2. 0	
	く溶性ほう素	0. 30	
	内水溶性ほう素	0. 10	
原料の種類 *3			
(窒素全量を保証又は含有する原料)			
尿素、化成肥料〔副産有機質原料〕、植物質類 *4 、(動物かす粉末類 *4)、イソブチルアルデヒド縮合尿素、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、硫酸グアニル尿素			
備考：1 窒素全量の量の割合の大きい順である。			

- 2 イソブチルアルデヒド縮合尿素と加工家きんふん肥料の窒素全量の量の割合の順位は、入れ替わることがある。
- 3 () 内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の窒素全量の量の割合の順位は、「化成肥料〔副産有機質原料〕、尿素、植物質類、イソブチルアルデヒド縮合尿素、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、硫酸グアニル尿素」となる。
- 4 [] 内は化成肥料の窒素全量を含む原料である。

材料の種類、名称及び使用量 *5

(使用されている効果発現促進材) *6

硫酸第一鉄（鉄として）	1. 7 %
硫酸銅（銅として）	0. 02%
硫酸亜鉛（亜鉛として）	0. 02%
モリブデン酸アンモニウム（モリブデンとして）	0. 06%

(使用されている硝酸化成抑制材) *6

N-2, 5ジクロルフェニルサクシナミド酸（DCS）	0. 12%
----------------------------	--------

(使用されている組成均一化促進材) (石こう) *6

備考: () 内の材料は使用しないことがある。

(使用されている着色材) カーボンブラック *6

混入した物の名称及び混入の割合 (%) *2

2, 2, 3, 3-テトラフルオルプロピオン酸ナトリウム	4. 0 %
-------------------------------	--------

正味重量 20 キログラム

生産した年月*7 令和〇〇年〇〇月

生産業者の氏名又は名称及び住所 *2

〇〇〇〇株式会社

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

生産した事業場の名称及び所在地 *8

〇〇〇〇株式会社 本社工場

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

*1 肥料の容器に保証票を直接印刷したり、直接はりつける場合は、この一番上の部分には必要ありません。

*2 登録証に記載のとおりに表示してください。

*3 原料の種類に記載方法は、「2 原料の種類に記載方法 (p.7)」で説明しているとおりです。使用割合が少ない原料の記載を「その他」として簡略化する方法や一部の情報をウェブ上で表示する方法などについては2 (1) エ (ア) 又は (イ) をご確認ください。

なお、原料の種類をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「原料の種類」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。

*4 有機質肥料については、統合表示名称を用いた記載例ですが、個々の肥料の種類名で表示することもできます。統合表示名称の記載方法などの詳細については「2 原料の種類に記載方法 (p.7)」をご確認ください。

*5 材料の種類、名称及び使用量の記載方法は、「3 材料の種類、名称及び使用量の記載方法 (p.23)」で説明しているとおりです。

なお、材料の種類、名称及び使用量をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「材料の種類、名称及び使用量」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。

*6 配合に当たって原料として使用する肥料に使用された組成均一化促進材、効果発現促進材、着色材又は一部の硝酸化成抑制材については、記載しなくても問題ありません。詳しくは「3 材料の種類、名称及び使用量の記載方法 (p.23)」をご覧ください。

*7 生産した年月をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した年月」を「登録番号」の上に表示するか、「生産した年月」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。

*8 登録申請書に記載したとおりに記載してください。

生産した事業場の名称及び所在地を、この様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上に表示するか、「生産した事業場の名称及び所在地」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。

なお、事前に届け出た略称や事業場の名称と所在地を掲載したウェブサイトのアドレスを代わりに記載することもできます。詳しくは「8 生産した事業場の名称及び所在地の記載方法 (p.47)」をご覧ください。

*9 荷口番号や出荷年月を保証票の中に表示することができますが、その場合、「荷口番号」や「出荷年月」の文字を表示し、そのあとに記載してください。

(2) 菌体りん酸肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料及び仮登録肥料の記載例（家庭園芸用肥料を除く）

○*1	
生産業者保証票	
登録番号	生第○○○○○号 *2
肥料の種類	液状肥料 *2
肥料の名称	液状肥料 1 号 *2
保証成分量 (%)	窒素全量 8. 0 *2
	内アンモニア性窒素 2. 0
	硝酸性窒素 1. 0
	水溶性りん酸 5. 0
	水溶性加里 5. 0
原料の種類 *3	
(原料)	
	尿素、指定配合肥料、副産肥料〔加里含有物〕、りん酸含有物、(副産動植物質肥料〔動物由来物質、植物由来物質〕)
備考：1	重量割合の大きい順である。
2	副産肥料〔加里含有物〕とりん酸含有物の重量割合の順位は、入れ替わることがある。
3	() 内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「尿素、副産肥料〔加里含有物〕、指定配合肥料、りん酸含有物」となる。
4	[] 内は副産肥料又は副産動植物質肥料の原料である。
材料の種類及び名称 *4	
(使用されている着色材)	食用青色 1 号 *5
正味重量	20 キログラム
生産した年月*6	令和○○年○○月
生産業者の氏名又は名称及び住所 *2	
	○○○○株式会社
	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
生産した事業場の名称及び所在地 *7	
	○○○○株式会社 本社工場
	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

*1 肥料の容器に保証票を直接印刷したり、直接はりつける場合は、この一番上の部分
は必要ありません。

- *2 登録証に記載のとおりに表示してください。
- *3 原料の種類の記載方法は、「2 原料の種類の記載方法 (p.13)」で説明しているとおりです。

なお、原料の種類をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「原料の種類」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- *4 材料の種類、名称及び使用量の記載方法は、「3 材料の種類、名称及び使用量の記載方法 (p.23)」で説明しているとおりです。

なお、材料の種類、名称及び使用量をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「材料の種類、名称及び使用量」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- *5 配合に当たって原料として使用する肥料に使用された組成均一化促進材、効果発現促進材、着色材又は一部の硝酸化成抑制材については、記載しなくても問題ありません。詳しくは「3 材料の種類、名称及び使用量の記載方法 (p.23)」をご覧ください。
- *6 生産した年月をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した年月」を「登録番号」の上に表示するか、「生産した年月」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- *7 登録申請書に記載したとおりに記載してください。

生産した事業場の名称及び所在地をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上に表示するか、「生産した事業場の名称及び所在地」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。

なお、事前に届け出た略称や事業場の名称と所在地を掲載したウェブサイトのアドレスを代わりに記載することもできます。詳しくは「8 生産した事業場の名称及び所在地の記載方法 (p.47)」をご覧ください。
- *8 荷口番号や出荷年月を保証票の中に表示することができますが、その場合、「荷口番号」や「出荷年月」の文字を表示し、そのあとに記載してください。

(3) 汚泥肥料等（汚泥肥料、水産副産物発酵肥料）の記載例

○*1	
生産業者保証票	
登録番号	生第○○○○○号 *2
肥料の種類	汚泥肥料 *2
肥料の名称	汚泥発酵肥料 1 号 *2
原料の種類 *3	(原料) 下水汚泥、食品工業汚泥、(鶏ふん)、(植物質加工残さ)
備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。	
2 () 内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量の順位は、	
① 植物質加工残さを使用しない場合「下水汚泥、食品工業汚泥、鶏ふん」	
② 鶏ふんを使用しない場合「下水汚泥、食品工業汚泥、植物質加工残さ」	
③ 鶏ふん及び植物質加工残さを使用しない場合「下水汚泥、食品工業汚泥」	
となる。	
材料の種類、名称及び使用量 *4	(使用されている着色材) カーボンブラック *5
正味重量	20 キログラム
生産した年月*6	令和○○年○○月
生産業者の氏名又は名称及び住所 *2	○○○○株式会社 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
生産した事業場の名称及び所在地 *7	○○○○株式会社 本社工場 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
主成分の含有量 *8	
窒素全量	2. 0%
りん酸全量	1. 0%
加里全量	0. 5%未満
銅全量	350m g / k g
亜鉛全量	950m g / k g
石灰全量	15. 0%
炭素窒素比 *8	5

*1 肥料の容器に保証票を直接印刷したり、直接はりつける場合は、この一番上の部分
は必要ありません。

*2 登録証に記載のとおりに表示してください。

- *3 原料の種類に記載方法は、「2 原料の種類に記載方法 (p.15)」で説明しているとおりです。
- なお、原料の種類をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「原料の種類」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- *4 材料の種類、名称及び使用量の記載方法は、「3 材料の種類、名称及び使用量の記載方法 (p.23)」で説明しているとおりです。
- なお、材料の種類、名称及び使用量をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「材料の種類、名称及び使用量」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- *5 配合に当たって原料として使用する肥料に使用された組成均一化促進材、効果発現促進材、着色材又は一部の硝酸化成抑制材については、記載しなくても問題ありません。詳しくは「3 材料の種類、名称及び使用量の記載方法 (p.23)」をご覧ください。
- *6 生産した年月をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した年月」を「登録番号」の上に表示するか、「生産した年月」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- *7 登録申請書に記載したとおりに記載してください。
- 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上に表示するか、「生産した事業場の名称及び所在地」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- なお、事前に届け出た略称や事業場の名称と所在地を掲載したウェブサイトのアドレスを代わりに記載することもできます。詳しくは「8 生産した事業場の名称及び所在地の記載方法 (p.47)」をご覧ください。
- *8 主成分の含有量と炭素窒素比の記載方法は、「7 主成分の含有量と炭素窒素比の記載方法 (p.40)」で説明しているとおりです。
- なお、主成分の含有量について、生産事業場における平均的な測定値を表示する場合は、「主成分の含有量 (生産した事業場における平均的な測定値)」と記載してください。
- *9 荷口番号や出荷年月を保証票の中に表示することができますが、その場合、「荷口番号」や「出荷年月」の文字を表示し、そのあとに記載してください。

(4) 指定配合肥料及び指定化成肥料の記載例（家庭園芸用肥料を除く）

○*1		
指定配合肥料 *2		
生産業者保証票		
肥料の名称	有機入り複合肥料 1 号 *3	
保証成分量（％）	窒素全量	10. 0
	内アンモニア性窒素	8. 0
	りん酸全量	10. 0
	加里全量	10. 0
	内水溶性加里	10. 0
原料の種類 *4	(配合原料)	
	硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔植物質類、骨粉質類〕、植物質類 *5、 (動物かす粉末類 *5)、加工家きんふん肥料、尿素、混合汚泥複合肥料	
備考：1	重量割合の大きい順である。	
2	硫酸アンモニアと塩化加里的重量割合の順位は入れ替わることがある。	
3	() 内の原料は、原料事情等により使用しないことがあり、この場合の 使用原料の重量割合の順位は、「硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類、指 定配合肥料〔植物質類、骨粉質類〕、加工家きんふん肥料、尿素、混合汚泥 複合肥料」となる。	
4	〔 〕 内は指定配合肥料の配合原料である。	
材料の種類、名称及び使用量 *6	(使用されている効果発現促進材) *7	
	硫酸第一鉄（鉄として）	1. 7%
正味重量	20 キログラム	
生産した年月*8	令和〇〇年〇〇月	
生産業者の氏名又は名称及び住所 *3	〇〇〇〇株式会社 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1	
生産した事業場の名称及び所在地 *9	〇〇〇〇株式会社 本社工場 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1	

*1 肥料の容器に保証票を直接印刷したり、直接はりつける場合は、この一番上の部分
は必要ありません。

*2 指定化成肥料の場合は、「指定化成肥料生産業者保証票」としてください。この部
分以外の表示項目は、指定配合肥料生産業者保証票と同様となります。

*3 指定混合肥料生産業者届出書に記載したとおりに表示してください。

- *4 原料の種類に記載方法は、「2 原料の種類に記載方法 (p.16)」で説明しているとおりです。使用割合が少ない原料の記載を「その他」として簡略化する方法や一部の情報をウェブ上で表示する方法などについてはそちらをご確認ください。
- なお、原料の種類をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「原料の種類」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- *5 有機質肥料について統合表示名称を用いた記載例ですが、個々の肥料の種類名で表示することもできます。統合表示名称の記載方法などの詳細については「2 原料の種類に記載方法 (p.16)」をご確認ください。
- *6 材料の種類、名称及び使用量の記載方法は、「3 材料の種類、名称及び使用量の記載方法 (p.23)」で説明しているとおりです。
- 材料の種類、名称及び使用量をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「材料の種類、名称及び使用量」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- *7 配合に当たって原料として使用する肥料に使用された組成均一化促進材、効果発現促進材、着色材又は一部の硝酸化成抑制材については、記載しなくても問題ありません。詳しくは「3 材料の種類、名称及び使用量の記載方法 (p.23)」をご覧ください。
- *8 生産した年月をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した年月」を「肥料の名称」の上に表示するか、「生産した年月」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- *9 指定混合肥料生産業者届出書に記載したとおりに記載してください。
- 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の名称」の上に表示するか、「生産した事業場の名称及び所在地」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- なお、事前に届け出た略称や事業場の名称と所在地を掲載したウェブサイトのアドレスを代わりに記載することもできます。詳しくは「8 生産した事業場の名称及び所在地の記載方法 (p.47)」をご覧ください。
- *10 荷口番号や出荷年月を保証票の中に表示することができますが、その場合、「荷口番号」や「出荷年月」の文字を表示し、そのあとに記載してください。

(5) 特殊肥料等入り指定混合肥料の記載例

○*1	
特殊肥料等入り指定混合肥料 生産業者保証票	
肥料の名称	堆肥入り肥料 1 号 *2
原料の種類及び配合割合	*3 (特殊肥料等入り指定混合肥料の原料) 普通肥料 (肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 1 項第 3 号に掲げるものを除く。)(6 割): 指定化成肥料 [硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類]、被覆窒素肥料、骨粉質類 *4、尿素 普通肥料 (肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 1 項第 3 号に掲げるものに限る。)(1 割): 硫黄及びその化合物 特殊肥料 (3 割): 堆肥 [牛ふん、稲わら]、貝殻肥料 備考: 1 重量割合の大きい順である。 2 [] 内は指定化成肥料又は堆肥の原料である。
材料の種類、名称及び使用量	*5 (使用されている効果発現促進材) *6 硫酸第一鉄 (鉄として) 1. 7% 備考: 材料には原料由来のものを含む。 *7
正味重量	20 キログラム
生産した年月*8	令和〇〇年〇〇月
生産業者の氏名又は名称及び住所	*2 〇〇〇〇株式会社 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
生産した事業場の名称及び所在地	*9 〇〇〇〇株式会社 本社工場 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
主成分の含有量 *10	
窒素全量	10. 0%
内アンモニア性窒素	2. 0%
りん酸全量	1. 5%
加里全量	4. 5%
内水溶性加里	4. 0%
硫黄分全量	5. 0%

- *1 肥料の容器に保証票を直接印刷したり、直接はりつける場合は、この一番上の部分
は必要ありません。
- *2 指定混合肥料生産業者届出書に記載したとおりに表示してください。
- *3 原料の種類の記載方法は、「2 原料の種類の記載方法 (p.19)」で説明していると
おりです。
 なお、原料の種類をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「原料の
種類」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- *4 有機質肥料について統合表示名称を用いた記載例ですが、個々の肥料の種類名で表
示することもできます。統合表示名称の記載方法などの詳細については「2 原料の種
類の記載方法 (p.19)」をご確認ください。
- *5 材料の種類、名称及び使用量の記載方法は、「3 材料の種類、名称及び使用量の記
載方法 (p.23)」で説明しているとおりです。
 材料の種類、名称及び使用量をこの様式にしたがって表示することが困難な場合
は、「材料の種類、名称及び使用量」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示するこ
とができます。
- *6 配合に当たって原料として使用する肥料に使用された組成均一化促進材、効果発現
促進材、着色材又は一部の硝酸化成抑制材については、記載しなくても問題ありませ
ん。詳しくは「3 材料の種類、名称及び使用量の記載方法 (p.23)」をご覧ください。
- *7 配合に当たって原料として使用する肥料に使用された材料を記載する場合には、備
考にその旨を記載してください。
- *8 生産した年月をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した年
月」を「肥料の名称」の上に表示するか、「生産した年月」欄に記載場所を表示し、
他の場所に表示することができます。
- *9 指定混合肥料生産業者届出書に記載したとおりに記載してください。
 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式にしたがって表示することが困難な場
合は、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の名称」の上に表示するか、「生
産した事業場の名称及び所在地」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することが
できます。
 なお、事前に届け出た略称や事業場の名称と所在地を掲載したウェブサイトのアド
レスを代わりに記載することもできます。詳しくは「8 生産した事業場の名称及び所
在地の記載方法 (p.47)」をご覧ください。
- *10 主成分の含有量の記載方法は、「7 主成分の含有量と炭素窒素比の記載方法
(p.41)」で説明しているとおりです。
 なお、生産事業場における平均的な測定値を表示する場合は、「主成分の含有量
(生産した事業場における平均的な測定値)」と記載してください。
- *11 荷口番号や出荷年月を保証票の中に表示することができますが、その場合、「荷口
番号」や「出荷年月」の文字を表示し、そのあとに記載してください。

5 土壤改良資材入り指定混合肥料に混入した指定土壤改良資材の名称及び混入の割合の記載方法

土壤改良資材入り指定混合肥料に混入した指定土壤改良資材※については、製品に占める重量割合を「5%以下」、「〇割（〇は1～9の整数）」、「95%以上」のいずれかで記載し、名称を重量割合の大きい順に記載してください。土壤改良資材入り指定混合肥料を土壤改良資材入り指定混合肥料の原料として使う場合は、原料に含まれる指定土壤改良資材を重量割合の大きいものから順に記載してください。

なお、土壤改良資材入り指定混合肥料の配合する原料、材料、指定土壤改良資材の重量割合は、それらの合計が10割になるよう記載します。ただし、原料として使用した肥料由来の材料を表示した場合には、表示された原料、材料、指定土壤改良資材の割合の合計が10割を超える場合もあります。また、表示する割合に応じて、実際の製品中の重量割合は次の表の範囲内とする必要があり、表示する割合の大小関係が、実際の製品中の重量割合の大小関係と同じになるように表示します。2（5）イ（p.19）もご参照ください。）

※指定土壤改良資材

- 1 泥炭
- 2 腐植酸質資材（石炭又は亜炭を硝酸又は硝酸及び硫酸で分解し、カルシウム化合物又はマグネシウム化合物で中和した物をいう。）
- 3 木炭（植物性の殻の炭を含む。）
- 4 けいそう土焼成粒
- 5 ゼオライト
- 6 バーミキュライト
- 7 パーライト
- 8 ベントナイト
- 9 VA 菌根菌資材

(記載例)

(混入した物の名称及び混入割合) 指定土壌改良資材 (1 割) : ゼオライト、泥炭

(製品の重量割合と表示上の割合の対応表)

表示する割合	左欄の表示が可能な範囲
5%以下	0%より大きく 5%以下
1 割	5%より大きく 20%以下
2 割	10%以上 30%以下
3 割	20%以上 40%以下
4 割	30%以上 50%以下
5 割	40%以上 60%以下
6 割	50%以上 70%以下
7 割	60%以上 80%以下
8 割	70%以上 90%以下
9 割	80%以上 95%未満
95%以上	95%以上 100%未満

6 生産業者保証票の記載例－2

(1) 土壌改良資材入り指定混合肥料の記載例

○*1	
土壌改良資材入り指定混合肥料 生産業者保証票	
肥料の名称	土改材入り肥料 1 号 *2
原料の種類及び配合割合 *3	(土壌改良資材入り指定混合肥料の原料) 普通肥料 (肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 1 項第 3 号に掲げるものを除く。)(4 割): 指定化成肥料 [硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類]、被覆窒素肥料、骨粉質類 *4、尿素 普通肥料 (肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 1 項第 3 号に掲げるものに限る。)(1 割): 硫黄及びその化合物 特殊肥料 (4 割): 堆肥 [牛ふん、稲わら]、貝殻肥料 備考: 1 重量割合の大きい順である。 2 [] 内は指定化成肥料又は堆肥の原料である。
材料の種類、名称及び使用量 *5	(使用されている効果発現促進材) *6 硫酸第一鉄 (鉄として) 1. 7% 備考: 材料には原料由来のものを含む。 *7
混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合 (混入した物の名称及び混入割合)	指定土壌改良資材 (1 割): ゼオライト、泥炭 *8
正味重量	20 キログラム
生産した年月*9	令和〇〇年〇〇月
生産業者の氏名又は名称及び住所 *2	〇〇〇〇株式会社 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
生産した事業場の名称及び所在地 *10	〇〇〇〇株式会社 本社工場 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

主成分の含有量 *11

窒素全量	6. 0%
内アンモニア性窒素	2. 0%
りん酸全量	1. 0%
加里全量	4. 5%
内水溶性加里	4. 0%
硫黄分全量	5. 0%

*1 肥料の容器に保証票を直接印刷したり、直接はりつける場合は、この一番上の部分
は必要ありません。

*2 指定混合肥料生産業者届出書に記載したとおりに表示してください。

*3 原料の種類の記載方法は、「2 原料の種類の記載方法 (p.19)」で説明していると
おりです。

なお、原料の種類をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「原料の
種類」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。

*4 有機質肥料について統合表示名称を用いた記載例ですが、個々の肥料の種類名で表
示することもできます。統合表示名称の記載方法などの詳細については「2 原料の種
類の記載方法 (p.19)」をご確認ください。

*5 材料の種類、名称及び使用量の記載方法は、「3 材料の種類、名称及び使用量の記
載方法 (p.23)」で説明しているとおりです。

材料の種類、名称及び使用量をこの様式にしたがって表示することが困難な場合
は、「材料の種類、名称及び使用量」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示するこ
とができます。

*6 配合に当たって原料として使用する肥料に使用された組成均一化促進材、効果発現
促進材、着色材又は一部の硝酸化成抑制材については、記載しなくても問題ありませ
ん。詳しくは「3 材料の種類、名称及び使用量の記載方法 (p.23)」をご覧ください。

*7 配合に当たって原料として使用した肥料に使用された*6の材料を記載する場合に
は、備考にその旨を記載してください。

*8 混入した指定土壤改良資材の名称及び混入割合の記載方法は、「5 土壤改良資材入
り指定混合肥料に混入した指定土壤改良資材の名称及び混入の割合の記載方法
(p.36)」で説明しているとおりです。

*9 生産した年月をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した年
月」を「肥料の名称」の上に表示するか、「生産した年月」欄に記載場所を表示し、
他の場所に表示することができます。

*10 指定混合肥料生産業者届出書に記載したとおりに記載してください。

生産した事業場の名称及び所在地をこの様式にしたがって表示することが困難な場
合は、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の名称」の上に表示するか、「生
産した事業場の名称及び所在地」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することが

できます。

なお、事前に届け出た略称や事業場の名称と所在地を掲載したウェブサイトのアドレスを代わりに記載することもできます。詳しくは「8 生産した事業場の名称及び所在地の記載方法（p.47）」をご覧ください。

- *11 主成分の含有量の記載方法は、「7 主成分の含有量と炭素窒素比の記載方法（p.41）」で説明しているとおりです。

なお、生産事業場における平均的な測定値を表示する場合は、「主成分の含有量（生産した事業場における平均的な測定値）」と記載してください。

- *12 荷口番号や出荷年月を保証票の中に表示することができますが、その場合、「荷口番号」や「出荷年月」の文字を表示し、そのあとに記載してください。

7 主成分の含有量と炭素窒素比の記載方法

(1) 汚泥肥料等（汚泥肥料及び水産副産物発酵肥料）の主成分の含有量と炭素窒素比の記載方法

（4）の成分の表示形態等や（5）の許容範囲を考慮しつつ、ア～オのように記載してください。なお、主成分の含有量や炭素窒素比の分析は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が定める肥料等試験法（以下「肥料等試験法」という。）により行ってください。

ア 窒素全量、りん酸全量、加里全量

%単位で記載します。0.5%未満である場合は、「0.5%未満」と記載することができます。通常は小数点以下第1位まで記載します。

イ 銅全量

現物の肥料 1kg 当たり 300mg 以上含有する場合に限り、mg/kg の単位で記載します。通常は整数で記載します。

ウ 亜鉛全量

現物の肥料 1kg 当たり 900mg 以上含有する場合に限り、mg/kg の単位で記載します。通常は整数で記載します。

エ 石灰全量

現物の肥料 1kg 当たり 150g 以上含有する場合に限り、%単位で表示します。通常は小数点以下第1位まで記載します。

オ 炭素窒素比

整数で記載します。（%などの単位はつけず、小数点以下の桁は記載しません。）

(2) 硫黄及びその化合物の主成分の含有量の記載方法

（4）の成分の表示形態等や（5）の許容範囲を考慮しつつ、アのように記載してください。なお、主成分の含有量の分析は肥料等試験法により行ってください。

ア 硫黄分全量

%単位で記載します。また、0.5%未満である場合は「0.5%未満」と記載することができます。通常は小数点以下第1位まで記載します。

(3) 特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料の主成分の含有量の記載方法

(4) の成分の表示形態等、(5) の許容範囲、(6) の表示の特例を考慮しつつ、ア～ウのように記載してください。なお、主成分の含有量の分析は肥料等試験法により行ってください。

また、特殊肥料と土壌改良資材のみを混合した土壌改良資材入り指定混合肥料で、堆肥、動物の排せつ物又はこれらを原料とした混合特殊肥料を原料としない場合は、主成分の含有量の項目の記載を省略することができます。

ア 表示しなければならない成分

使用する原料に応じて、以下の成分は必ず主成分の含有量として表示します。

ただし、銅全量、亜鉛全量、石灰全量は、ウ（オ）～（キ）のとおり製品中の含有量が定められた量より多い場合に表示します。

(ア) 普通肥料（硫黄及びその化合物以外）を原料とした場合：保証された成分

(イ) 硫黄及びその化合物を原料とした場合：硫黄分全量

(ウ) 特殊肥料のうち、堆肥等（堆肥、動物の排せつ物及びこれらを原料とした混合特殊肥料）を原料とした場合：窒素全量、りん酸全量、加里全量、銅全量（豚ふんを原料として使用し、現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する堆肥等の場合）、亜鉛全量（豚ふん又は鶏ふんを原料として使用し、現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する堆肥等の場合）、石灰全量（石灰を原料として使用し、現物1キログラム当たり150グラム以上含有する堆肥等の場合）

イ 任意で表示することができる成分

表示する成分量が次の表に掲げる表示に必要な最小量以上である場合は、次の

(ア) や (イ) の成分を表示することができます。

(ア) 原料とした普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分

(イ) 当該肥料が含有する次の表に掲げる成分を表示に必要な最小量以上含む場合（硫黄及びその化合物又は特殊肥料を原料とした場合に限る。）

成分	表示に必要な最小量(%) (家庭園芸用肥料以外)	表示に必要な最小量(%) (家庭園芸用肥料)
窒素（窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素） りん酸（りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸） 加里（加里全量、く溶性加里、水溶性加里） 有効石灰（可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰） 有効硫黄（可溶性硫黄）	1	0.1
アルカリ分 有効けい酸（可溶性けい酸、水溶性けい酸）	5	5
有効苦土（可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土）	1	0.01
有効マンガン（可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン）	0.1	0.001
有効ほう素（く溶性ほう素、水溶性ほう素）	0.05	0.001

ウ 各成分ごとの含有量の記載方法

各成分の含有量は（ア）～（キ）のとおり記載します。成分の記載順は「窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、りん酸全量、く溶性りん酸又は可溶性りん酸、水溶性りん酸、加里全量、く溶性加里、水溶性加里、アルカリ分、可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰、可溶性けい酸、水溶性けい酸、可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土、く溶性マンガン、水溶性マンガン、く溶性ほう素、水溶性ほう素、銅全量、亜鉛全量、石灰全量、硫黄分全量、可溶性硫黄」とし、窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効苦土、有効けい酸、有効マンガン、有効ほう素の各成分で2成分以上保証する場合は、内数となる成分名の前に「内」を付けます。

（ア）窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効苦土、硫黄分全量及び有効硫黄

%単位（小数点一桁まで）で記載します。また、0.5%未満である場合は「0.5%未満」と記載することができます。

（イ）アルカリ分及び有効けい酸

%単位（小数点一桁まで）で記載します。2.5%未満である場合は「2.5%未

満」と記載することができます。

(ウ) 有効マンガ

%単位（小数点二桁まで）で記載します。0.05%未満である場合は「0.05%未満」と記載することができます。

(エ) 有効ほう素

%単位（小数点二桁まで）で記載します。0.03%未満である場合は「0.03%未満」と記載することができます。

(オ) 銅全量

現物の肥料 1kg 当たり 300mg 以上含有する場合に限り、mg/kg の単位で記載します。

(カ) 亜鉛全量

現物の肥料 1kg 当たり 900mg 以上含有する場合に限り、mg/kg の単位で記載します。

(キ) 石灰全量

現物の肥料 1kg 当たり 150g 以上含有する場合に限り、%単位で記載します。

(4) 成分の表示形態等

主成分の含有量について、以下の表の左欄の成分は右欄の化学物質の形態として数値を記載してください。

成分	表示形態
窒素（窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素）	窒素（N）
りん酸（りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸）	五酸化リン（ P_2O_5 ）
加里（加里全量、く溶性加里、水溶性加里）	酸化カリウム（ K_2O ）
アルカリ分	酸化カルシウム（CaO）及び酸化マグネシウム（MgO）
石灰全量 有効石灰（可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰）	酸化カルシウム（CaO）
硫黄分全量	三酸化硫黄（ SO_3 ）
有効硫黄（可溶性硫黄）	硫黄（S）
有効けい酸（可溶性けい酸、水溶性けい酸）	二酸化ケイ素（ SiO_2 ）
有効苦土（可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土）	酸化マグネシウム（MgO）
有効マンガ	酸化マンガ
有効ほう素（く溶性ほう素、水溶性ほう素）	三酸化二ほう素（ B_2O_3 ）
銅全量	銅（Cu）
亜鉛全量	亜鉛（Zn）

一部の成分は酸化物の形態で表示しますが、分析機関によっては酸化物ではなく元素の形で分析結果を記載している場合があります。この場合には、次の例のように数値を換算して表示する必要があります。

(計算例)

リン (P) から五酸化りん (P_2O_5) への換算

$$[P_2O_5] = [P] \times 141.95 \div 30.97 \div 2 = \underline{\underline{[P] \times 2.292}}$$

また、主成分の含有量は現物の値で表示する必要がありますが、分析機関によっては、現物の値ではなく乾物換算値で分析結果を記載している場合があります。このような場合には、次のように乾物換算値を現物の値に換算して表示する必要があります。

なお、炭素窒素比は有機炭素を窒素全量で割った値 (C/N) であるため、算出に用いたそれぞれの値が乾物又は現物の値のいずれかでそろっていれば、換算の必要はありません。

(計算方法)

乾物の値から現物の値への換算方法；X；現物の値(%)、Y；分析値(乾物換算値)(%)、M；現物の水分の値(%)としたとき、

$$X = Y \times (100 - M) \div 100$$

(計算例)

$$\text{水分が 70 \% の場合 } X = Y \times (100 - 70) \div 100 = Y \times 0.3$$

$$\text{水分が 10 \% の場合 } X = Y \times (100 - 10) \div 100 = Y \times 0.9$$

(5) 表示する含有量と製品中の含有量の誤差に関する許容範囲

保証票に表示された主成分の含有量は、その保証票が付された製品中に実際に入っている主成分の含有量に近い数値にする必要があります。成分の種類や表示する成分量に応じて、次の表の許容範囲におさまるように、表示の内容や製品の品質を管理してください。

主成分	誤差の許容範囲
窒素（窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素） りん酸（りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸） 加里（加里全量、く溶性加里、水溶性加里） アルカリ分 有効石灰（可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰） 有効けい酸（可溶性けい酸、水溶性けい酸） 有効苦土（可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土） 硫黄分全量 有効硫黄（可溶性硫黄）	①表示値が1.5%未満の場合 表示値±0.3% ②表示値が1.5%以上5%未満の場合 表示値の80%～120% ③表示値が5%以上10%未満の場合 表示値±1% ④表示値が10%以上の場合 表示値の90%～110%
有効マンガン（可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン） 有効ほう素（く溶性ほう素、水溶性ほう素）	表示値の70%～130%
銅全量	表示値の70%～130%
亜鉛全量	表示値の70%～130%
石灰全量	表示値の80%～120%

(6) 指定混合肥料で表示する主成分の含有量に関する特例

特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料は、原則として(3)のとおり主成分を表示しますが、以下に該当する場合は、以下のように表示します。

- 原料として使用された肥料でく溶性りん酸及び可溶性りん酸がいずれも保証又は含有量が表示されている場合は、どちらか一つの含有量を記載します。
- 原料として使用した肥料で「窒素全量」と「アンモニア性窒素又は硝酸性窒素（双方も含む。）」がいずれも保証又は含有量が表示されているとき、製品中の窒素全量の含有量と、アンモニア性窒素の含有量、硝酸性窒素の含有量又はその双方の含有量の合計のうち最も大きなものとの差が1%未満の場合は、窒素全量の記載を省略することができます。
- 原料として使用した肥料で「りん酸全量」と「く溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸（これらのうち2成分以上も含む。）」がいずれも保証又は含有

量が表示されているとき、製品中のりん酸全量の含有量と、く溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸の含有量のうち最も大きなものとの差が1%未満の場合には、りん酸全量の記載を省略することができます。

- ・原料として使用した肥料において「加里全量」と「く溶性加里又は水溶性加里（双方も含む。）」がいずれも保証又は含有量が表示されているとき、製品中の加里全量の含有量と、く溶性加里又は水溶性加里の含有量のうち最も大きなものとの差が1%未満の場合には、加里全量を省略することができます。
- ・原料として使用した肥料で可溶性りん酸又は水溶性りん酸を保証又は含有量を表示した肥料で、可溶性りん酸又は水溶性りん酸が非水溶化した場合（原料として使用した肥料でく溶性りん酸を保証又は含有量を表示している場合や、原料として使用した肥料で可溶性りん酸と水溶性りん酸をいずれも保証又は含有量を表示し、可溶性りん酸の非水溶化が生じない場合を除く。）可溶性りん酸又は水溶性りん酸の記載については、く溶性りん酸の含有量を表示します。
- ・原料として使用した肥料で水溶性加里を保証又は含有量を表示した肥料で、水溶性加里が非水溶化した場合（原料として使用した肥料でく溶性加里を保証又は含有量を表示している場合を除く。）の水溶性加里の記載については、く溶性加里の含有量を表示します。
- ・原料として使用した肥料でアルカリ分と有効石灰（く溶性石灰、可溶性石灰、又は水溶性石灰）がいずれも保証又は含有量が表示されている場合は、アルカリ分の含有量は表示せず、有効石灰の含有量を表示します。
- ・原料として使用した肥料で水溶性苦土を保証又は含有量を表示した肥料で、水溶性苦土が非水溶化した場合（原料として使用した肥料で可溶性苦土又はく溶性苦土を保証又は含有量を表示している場合を除く。）の水溶性苦土については、く溶性苦土の含有量を表示します。
- ・原料として使用した肥料で水溶性マンガンを保証又は含有量を表示した肥料で、水溶性マンガンを非水溶化した場合（原料として使用した肥料で可溶性マンガンを保証又は含有量を表示している場合を除く。）の水溶性マンガンの記載については、く溶性マンガンの含有量を表示します。

8 生産した事業場の名称及び所在地の記載方法

「生産した事業場の名称及び所在地」欄には以下いずれかを記載します。

(1) 申請・届出した名称・所在地

登録申請書（生産した事業場の名称や所在地の変更について届け出た場合はその届出書）、指定混合肥料の届出書等に記載された生産した事業場の名称及び所在地をそのまま記載します。なお、上記の申請書や届出書に複数の事業場を記載している場合は、表示を付す製品を実際に製造した事業場以外は記載できませんので注意してください。

(2) 事前に届け出た略称

生産業者が事前に届け出た名称及び所在地に関する略称を記載します。略称は、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則で定められた様式を用いて地方農政局等に届け出るか、「肥料情報システム（https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html）」によりオンラインで届け出てください。

(3) 名称・所在地を掲載したウェブサイトのアドレス

(1) で記載する名称及び所在地を「肥料情報システム（https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html）」に掲載した上で、そのアドレス（二次元コード等を含む。）を記載します。その際、保証票を付した肥料の包装等（保証票内でも可）に電話番号等の連絡先を表示し、消費者から要請があったときには生産した事業場の名称及び所在地を記載した書面を交付する必要があります。

9 輸入肥料の原産国の表示

輸入された肥料で、加工されることなくそのまま肥料として農家等に販売される場合には、原産国の表示をお願いいたします。輸入された肥料を単に小分けして袋などに詰め替える場合も、原産国を表示してください。なお、国名よりも地名のほうが一般に知られている場合には、原産国名ではなく、原産地名を表示することができます。

表示方法は次のとおりです。

(1) 表示場所

輸入業者保証票や販売業者保証票などの保証票の枠の下などの見やすい場所に表示してください。

(2) 表示例

△△国製、 MADE IN△△、 原産国：△△、 原産地：△△

Ⅲ－Ⅰ 特殊肥料関係：品質表示について

1 はじめに

特殊肥料のうち、消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、施用上その品質を識別することが特に必要であるため、その表示の適正化を図る必要があるものについては、政令で定めることとされており、現在、「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」が定められており、これらについては、特殊肥料の品質表示基準に基づき、品質表示が必要となります。

2 品質表示の記載例

品質表示の表示方法については、下の記載例を参考に表示してください。

品質表示基準で定められている表示事項以外は、この品質表示の枠の中に記載することはできません。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示			
肥料の名称	〇〇〇〇	*1	
肥料の種類	〇〇	*2	
届出をした都道府県	〇〇県	*3	
表示者の氏名又は名称及び住所	*4 〇〇〇〇株式会社 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1		
正味重量	20キログラム（20リットル）	*5	
生産(輸入、表示)した年月	令和〇〇年〇〇月	*6	
原料（原料）	牛ふん、肉骨粉、鶏ふん、わら類、樹皮、骨炭粉末 *7		
備考：1	生産に当たって使用された重量の大きい順である。		
2	この肥料には牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。 *8		
3	腐熟を促進するために尿素を使用したものである。 *9		
4	粒状化を促進するためにこんにゃく飛粉を使用したものである。 *10		
5	固結を防止するためにパーライトを使用したものである。 *10		
6	浮上を防止するためにかんらん岩粉末を使用したものである。 *10		
7	悪臭を防止するためにゼオライトを使用したものである。 *10		
主成分の含有量等	窒素全量	3.0 %	*11
*16 *17	りん酸全量	3.0 %	*11
	加里全量	0.5 %未満	*11
	銅全量	350 mg/kg	*12

亜鉛全量	950 mg/kg	*13
石灰全量	15.0 %	*14
炭素窒素比	5	*15

- *1 特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりの肥料の名称を記載してください。
- *2 ○○には、堆肥の場合は「堆肥」、動物の排せつ物の場合は「動物の排せつ物」、混合特殊肥料の場合は「混合特殊肥料」と記載してください。
- *3 生産業者が表示する場合は、特殊肥料生産業者届出書を届け出た都道府県名を、輸入業者が表示する場合は、特殊肥料輸入業者届出書を届け出た都道府県名を、販売業者が表示する場合は、肥料販売業務開始届出書を届け出た都道府県名を記載してください。
- *4 肥料を生産した場合は、生産業者が表示者となり、特殊肥料生産業者届出書で届け出たとおりに記載します。
肥料を輸入した場合は、輸入業者が表示者となり、特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりに記載します。
肥料が入っている袋などを開いたとき、肥料をつめかえたとき、バラの肥料を袋などに入れた場合に限り、販売業者が表示者となります。肥料販売業務開始届出書で届け出たとおりに記載します。
- *5 キログラム単位で表示してください。同時に容積量をリットル単位で併記することもできます。容積量（リットル単位）だけを表示することはできません。
- *6 (1) 表示方法は、次のいずれかの例により記載してください。
ア 令和3年2月
イ 3. 2
ウ 2021. 2
(2) 肥料を輸入した場合は、標題を「輸入した年月」とし、輸入した年月を記載してください。
(3) 販売業者が表示する場合、販売業者が生産した年月や輸入した年月を知らないときは、標題を「表示した年月」とし、表示をした年月を記載してください。
(4) この表示票の中に表示することが困難な場合は、「生産した年月」（「輸入した年月」「表示した年月」）の欄に記載する場所を表示し、その場所に表示することができます。
- *7 原料の記載方法について
(1) 原料名は次の区分にしたがって記載してください。
ア 堆肥及び動物の排せつ物の場合
・「鶏ふん」、「もみがら」などの最も一般的な名称で原料を表示してください。
・堆肥や動物の排せつ物の原料として混合特殊肥料を使用した場合は、「混合特殊肥料」とは記載せず、混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料の種類を表示してください。ただし、この混合特殊肥料の原料として堆肥又は動物の排せ

つ物を使用している場合には、「堆肥」又は「動物の排せつ物」とは記載せず、堆肥又は動物の排せつ物の原料を最も一般的な名称で表示してください。

イ 混合特殊肥料の場合

- ・原料として使用した特殊肥料の種類を表示してください。
- ・堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合には、「堆肥」又は「動物の排せつ物」の次に〔 〕をつけ、これらの肥料に使用されている原料をアの方法で表示してください。
- ・混合特殊肥料の原料として混合特殊肥料を使用した場合は、「混合特殊肥料」とは記載せず、原料である混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料の種類を表示してください。

(2) 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に記載することとし、表示例のように備考で重量の大きい順であることを記載してください。この際、

〔 〕内に書く原料も重量の大きいものから順に記載します。また、混合特殊肥料を原料として使用した場合は、その原料として使用した特殊肥料を重量の大きいものから順に記載します。

(3) この表示票の中に表示することが困難な場合は、(原料)の欄に記載する場所を表示し、その場所に表示することができます。

*8 ほ乳動物由来たん白質(乳及び乳製品を除く。)、家きん由来たん白質(卵及び卵製品を除く。)又は魚介類由来たん白質が使用されている場合(所定の手続きを経て製造したゼラチン・コラーゲンを除く。)は、次の区分にしたがって備考欄に次のように記載してください。

(1) 牛、めん羊又は山羊(牛等)由来の原料を含まない場合

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

注) 動物由来たん白質の次に()をつけ、由来する動物種を記載できます。

(2) 牛等由来の原料を含む場合や原料事情等により牛等由来の原料を含む可能性がある場合

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

注) 牛等由来たん白質の次に()をつけ、由来する動物種を記載できます。

*9 堆肥で、生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されるものについては、その材料の名称を備考欄に例のように記載してください。

*10 以下の固結、浮上若しくは悪臭を防止するための材料又は粒状化を促進するための材料を生産に当たって使用した混合特殊肥料や、このような混合特殊肥料を原料として使用した堆肥については、備考欄に例のようにその材料の名称を記載してください。

固結を防止する材料 : 滑石粉末、クレー、けい酸石灰、けい石粉末、けいそう土、

潤滑油、シリカゲル、シリカ粉、シリカヒューム、ゼオライト、なたね油、パーライト、ベントナイト

浮上を防止する材料 : 安山岩粉末、かんらん岩粉末、けい石粉末、けつ岩粉末、砂岩粉末

悪臭を防止する材料 : ゼオライト

粒状化を促進する材料 : アタパルジャイト、安山岩粉末、アンモニア液又はアンモニアガス（中和造粒のために使用する場合に限る。）、イースト菌発酵濃縮廃液、カオリン、滑石粉末、カルボキシメチルセルロース、かんらん岩粉末、クレー、軽焼マグネシア、けい石粉末、けいそう土、コーンスターチ、こんにやく飛粉、砂岩粉末、消石灰、ゼオライト、石こう、セピオライト、でんぷん、糖蜜、ぬか、パルプ廃液、ベントナイト、リグニンシルホン酸、硫酸（中和造粒のために使用する場合に限る。）、りん酸液（中和造粒のために使用する場合に限る。）

- *11 堆肥、動物の排せつ物又はこれらを原料とした混合特殊肥料の場合、窒素全量、りん酸全量、加里全量は、%単位で表示してください。現物当たりの含有量が 0.5% 未満の場合は、「0.5%未満」と表示することができます。通常は小数点以下第 1 位まで記載します。
- *12 豚ふんを原料として使用した堆肥、動物の排せつ物又はこれらを原料とした混合特殊肥料であって、銅全量を現物 1kg 当たり 300mg 以上含有する場合に限り、mg/kg の単位で表示してください。通常は整数で記載します。
- *13 豚ふんや鶏ふんを原料として使用した堆肥、動物の排せつ物又はこれらを原料とした混合特殊肥料であって、亜鉛全量を現物 1kg 当たり 900mg 以上含有する場合に限り、mg/kg の単位で表示してください。通常は整数で記載します。
- *14 石灰を原料として使用した堆肥、動物の排せつ物又はこれらを原料とした混合特殊肥料であって、石灰全量を現物 1kg 当たり 150g 以上含有する場合に限り、%単位で表示してください。通常は小数点以下第 1 位まで記載します。
- *15 堆肥又は動物の排せつ物の場合は、炭素窒素比の値を表示してください。%などの単位はつけず、通常は整数で記載します。
- *16 *11～15 の主成分の含有量等は該当する場合必ず表示する必要がありますが、それ以外に次の表に掲げる主成分については表示に必要な最小量以上である場合に限り任意で表示することができます。全て%単位で表示します。

成分	表示に必要な最小量(%)
窒素（窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素） りん酸（りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸） 加里（加里全量、く溶性加里、水溶性加里） 有効石灰（可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰） 有効硫黄（可溶性硫黄）	1
アルカリ分 有効けい酸（可溶性けい酸、水溶性けい酸）	5
有効苦土（可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土）	1
有効マンガン（可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン）	0.1
有効ほう素（く溶性ほう素、水溶性ほう素）	0.05

*17 主成分の含有量等は、肥料等試験法による分析結果を元に記載します。

主成分の含有量について、以下の表の左欄の成分は右欄の化学物質の形態として数値を記載してください。

成分	表示形態
窒素（窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素）	窒素（N）
りん酸（りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸）	五酸化リン（ P_2O_5 ）
加里（加里全量、く溶性加里、水溶性加里）	酸化カリウム（ K_2O ）
アルカリ分	酸化カルシウム（ CaO ）及び酸化マグネシウム（ MgO ）
石灰全量 有効石灰（可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰）	酸化カルシウム（ CaO ）
有効けい酸（可溶性けい酸、水溶性けい酸）	二酸化ケイ素（ SiO_2 ）
有効苦土（可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土）	酸化マグネシウム（ MgO ）
有効マンガン（可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン）	酸化マンガン（ MnO ）
有効ほう素（く溶性ほう素、水溶性ほう素）	三酸化二ほう素（ B_2O_3 ）
有効硫黄（可溶性硫黄）	硫黄（S）
銅全量	銅（Cu）
亜鉛全量	亜鉛（Zn）

一部の成分は酸化物の形態で表示しますが、分析機関によっては酸化物ではなく元素の形で分析結果を記載している場合があります。この場合には、7（4）（p.43）の例のように数値を換算して表示する必要があります。

現物当たりで表示することが基本ですが、現物当たりでの表示が困難な場合は、標題を「主成分の含有量等（乾物当たり）」と記載し、乾物当たりの数字で記載することができます。この場合、炭素窒素比の表示の下に、水分含有量を%単位で表示してください。通常は小数点以下第1位まで記載します。なお、水分含有量を記載しない場合は、「主成分の含有量等」という標題を「主成分の含有量」とすることができます。

また、分析機関によって分析結果を現物当たりで記載している場合と乾物当たりで記載している場合があります。このような場合には、7（4）（p.43）のように乾物換算値を現物の値に換算して表示する必要があります。

なお、表示された主成分の含有量は、表示が付された製品中に実際に入っている主成分の含有量に近い数値にする必要があります。成分の種類や表示する成分量に応じて、次の許容範囲におさまるように、表示の内容や製品の品質を管理してください。

主成分	誤差の許容範囲
窒素（窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素） りん酸（りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸） 加里（加里全量、く溶性加里、水溶性加里） アルカリ分 有効石灰（可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰） 有効けい酸（可溶性けい酸、水溶性けい酸） 有効苦土（可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土） 有効硫黄（可溶性硫黄）	①表示値が1.5%未満の場合 表示値±0.3% ②表示値が1.5%以上5%未満の場合 表示値の80%～120% ③表示値が5%以上10%未満の場合 表示値±1% ④表示値が10%以上の場合 表示値の90%～110%
有効マンガン（可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン） 有効ほう素（く溶性ほう素、水溶性ほう素）	表示値の70%～130%
銅全量	表示値の70%～130%
亜鉛全量	表示値の70%～130%
石灰全量	表示値の80%～120%
炭素窒素比	表示値の70%～130%
水分含有量	表示値の80%～120%

3 品質表示の表示の仕方について

(1) 肥料を包装容器に入れる場合

肥料の最小単位ごとに、包装容器の外部の見やすい場所に、直接印刷するか、表示事項を記載した用紙を容器からはがれないようにつけてください。

(2) 容器を用いない（バラ）の場合

表示事項を記載した用紙を手渡しなどで出荷相手に渡してください。

4 表示に用いる文字の色や大きさ

- (1) 表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的な色にしてください。
- (2) 表示に用いる文字及び数字は、日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさとし、かつ、消費者の見やすい書体にしてください。
- (3) 肥料の正味重量が 6 キログラム未満の場合には、表示に用いる文字及び数字の大きさは適宜としてください。

Ⅲ－Ⅱ 特殊肥料関係：一般的表示について

1 はじめに

「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」以外の特殊肥料については、次に記載する表示をしてください。

なお、様式中の文字及び数字は、日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさにしてください。

2 表示例

○	2 c m 以上 *1
特殊肥料	
肥料の種類 肉かす *2 肥料の名称 ○○○○ *3 届出を受理した都道府県 ○○県 *4 第○○○号 *5 正味重量 20キログラム 生産（輸入）した年月 *6 令和○○年○○月 *7 生産（輸入）業者の氏名又は名称及び住所 *8 ○○○○株式会社 *9 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 販売業者の氏名又は名称及び住所 *10 ○○○○株式会社 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。 *11	

*1 この部分は、肥料を入れる容器に、この表示票を縛り付けたり、ぬいつける場合以

外は、必要ありません。

- *2 「特殊肥料等を指定する件（昭和 25 年 6 月 20 日農林省告示第 177 号）」の一で指定された名称（指定名）を記載してください。
- *3 特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりの肥料の名称を記載してください。
- *4 表示者（生産業者・輸入業者・販売業者）が、特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書、肥料販売業務開始届出書を届け出た都道府県名を記載してください。
- *5 *4 の届出に対する届出受理番号がある場合には、それを記載してください。また、輸入した肥料については、表示の下部等に原産国（原産地）を表示している場合は、「届出を受理した都道府県」の欄に、複数の都道府県を併記できます。
- *6 輸入された肥料については、「生産した年月」を「輸入した年月」として輸入した年月を記載してください。
また、販売業者が表示する場合、生産した年月や輸入した年月を知らないときは、「生産（輸入）した年月」を「添付した年月」とし、この表示を添付した年月を記載してください。
- *7 年月をこの様式の中に記載することが困難な場合は、この「生産した年月」「輸入した年月」欄に年月を表示する場所を記載し、その場所に表示することができます。
- *8 輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合は、「生産業者の氏名又は名称及び住所」を「輸入業者の氏名又は名称及び住所」としてください。
- *9 特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりに記載してください。
- *10 販売業者が表示する場合に限りこの欄を設け、肥料販売業務開始届出書で届け出たとおりに記載してください。生産業者及び輸入業者が表示する場合はこの欄は不要です。
- *11 ほ乳動物由来たん白質（乳及び乳製品を除く。）、家きん由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）又は魚介由来たん白質が使用されている場合（所定の手続きを経て製造したゼラチン・コラーゲンを除く。）は、(1)、(2) の区分にしたがって記載してください。

(1) 牛、めん羊又は山羊（牛等）由来の原料を含まない場合

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

注）動物由来たん白質の次に（ ）をつけ、由来する動物種を記載できます。

(2) 牛等由来の原料を含む場合や原料事情等により牛等由来の原料を含む可能性がある場合

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないとこ

ろで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

注) 牛等由来たん白質の次に () をつけ、由来する動物種を記載できます。

- *12 輸入した肥料の場合は、表示の下部等に原産国を表示してください。なお、国名よりも地名のほうが一般に知られている場合には、原産国名ではなく、原産地名を表示することができます。表示方法は次のとおりです。

表示例

△△国製、 MADE IN△△、 原産国：△△、 原産地：△△

IV－I その他必要な表示：施用上の注意

今までに説明したもののほか、下の表の左欄に示されている普通肥料には、右欄に定められた事項を表示すべきと定められています。

なお、表示する際には、以下の（１）及び（２）のとおり表示します。

- （１）普通肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者は、①～④のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その生産、輸入又は販売に係る普通肥料の容器・包装の外部（容器・包装を用いないものは、各荷口又は各個。）に表示事項を表示します。
 - ①当該肥料を生産・輸入したとき
 - ②当該肥料の容器・包装を変更したとき、又は容器・包装のない当該肥料を容器に入れたり包装したりしたとき
 - ③当該肥料が自ら所有・管理している間に、当該表示がなくなったり、その記載が不明となったとき
 - ④輸入業者又は販売業者が、当該表示事項が表示されていないか、当該表示事項が不明となった肥料の引渡しを受けたとき
- （２）表示事項の表示は、容器・包装を用いる場合は、その外部の見やすい場所に、貼り付け、縫い付け、針金、麻糸で縛り付けるなど容器・包装から容易に離れない方法で付します。容器・包装を用いない場合は、その見やすい場所に付します。

表示すべき普通肥料	表示事項
1 石灰窒素が原料として使用された普通肥料（原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。）	この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後 24 時間以内は飲酒しないで下さい。
2 たばこくずが原料として使用された普通肥料	この肥料には、たばこくず（粉末）が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。
3 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状肥料又は家庭園芸用複合肥料	この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用には使用しないで下さい。
4 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状肥料	この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないで下さい。

5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 2 の(1)に定める動物由来たん白質であって、同(1)の表の第 2 欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。以下同じ。）が原料として使用された普通肥料（6 に掲げるものを除く。）	この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。 （注）動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。 記載例 この肥料には、動物由来たん白質（豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
6 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合があるもの	この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。 （注）牛等由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。 記載例 この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。
7 被覆窒素肥料、被覆りん酸肥料、被覆加里肥料、被覆複合肥料、被覆苦土肥料及びこれらが原料として使用された肥料	この肥料には、被覆原料として〇〇が使用されています。 被覆原料：〇〇 〇〇コーティング肥料 （注）上記のいずれかにより表示すること。また、〇〇には、被覆原料を硫黄、プラスチック等最も一般的な名称をもって記載すること。

IV－Ⅱ その他必要な表示：注意事項（その他）

1 肥料原料供給管理票の交付を行う牛等由来肥料の使用及び譲渡に関する表示

と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料においては、これらの肥料の摂取によって家畜の病気が発生することを防ぐ観点から、以下の3つの管理措置のいずれかを行うことが義務づけられています。

ア 摂取防止材又は摂取防止に効果があると認められる原料の使用

イ 燃焼やアルカリ処理等の原料加工措置

ウ 肥料原料供給管理票による流通工程管理措置

このうち、ウは肥料を譲渡する者が肥料原料供給管理票を相手先に交付することで、ア又はイの措置が未実施である旨を確認するものであり、肥料業者間で流通すると畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料にのみ認められる管理措置です。

ウの措置を行っている肥料の場合は、農家への販売及び指定混合肥料（届出肥料）の原料としての使用は認められていないため、次の表示をしてください。容器や包装がある肥料の場合は、容器等の表面に保証票とは別に記載し、容器等を用いない場合（バラ）は保証票の欄外に記載します。

届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可

2 石灰硫黄合剤と酸性肥料の混合防止に関する表示

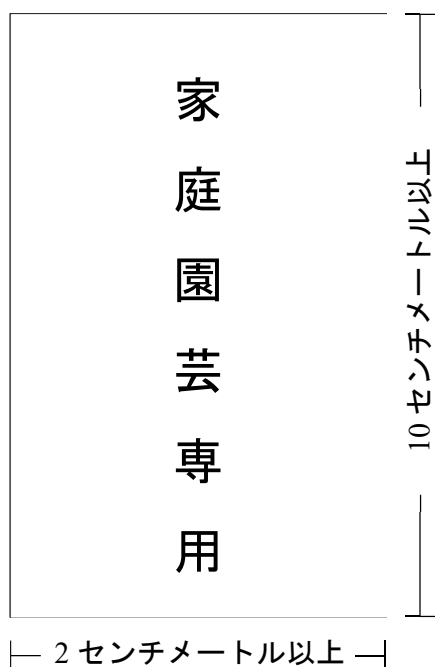
第一りん酸石灰や第一りん酸加里等の酸性肥料は、農家が農薬である石灰硫黄合剤と混合してしまうと、有毒ガスである硫化水素が発生し、過去に重大な事故が生じています。このような事故を防ぐため、これらの酸性肥料を原料にした肥料で、石灰硫黄合剤と混合してしまう恐れのある肥料には、次の表示をしてください。表示方法は、農家などに渡る肥料の最小単位の袋などの外部と、パンフレットなどの見やすい場所に表示してください。

「石灰硫黄合剤」と混合すると、有毒ガスが発生する恐れがあり、危険ですから混用は行わないこと。

Ⅳ－Ⅲ その他必要な表示：「家庭園芸専用」

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料制度の中で、「家庭園芸用肥料」として取り扱われるためには、正味重量が10kg以下であるとともに、その用途が専ら家庭園芸用である旨の以下の様式の表示が必要となります。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の三第一項の用途が専ら家庭園芸用である旨の表示は「家庭園芸専用」の字句をもつて、容器又は包装の外部の見やすい場所に明瞭に行うこととし、標準的な様式は次のとおりとする。



又は

